

所得税の予定納税と減額申請

個人が、その年の所得税の一部として税務署から通知を受けた金額を、指定された期日までに納める「予定納税」という制度があります。この制度の概要と、通知を受けた金額を減額してもらう制度についてご案内します。

予定納税

(1) 予定納税とは

税務署から通知を受けた金額を、その年の所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の一部として納付する制度を、「**予定納税**」といいます。

この通知は、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月15日までに税務署が書面により行います。

(2) 納付する回数と納期

通知を受けた金額は、原則として7月と11月に納めます。1回あたりの納付額は、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

	納期
第1期分	2021年7月1日～8月2日 (振替納税日は8月2日)
第2期分	2021年11月1日～11月30日 (振替納税日は11月30日)

予定納税基準額

予定納税基準額は、原則、次の要件すべてに該当する人は、**前年分の申告納税額**となります。

- ①前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がないこと
- ②前年分の所得について、外国税額控除の適用を受けていないこと
- ③前年分の所得税について、災害減免法の規定の適用を受けていないこと

他方、該当しない人は、次の算式により計算した金額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)^{※1} - 源泉徴収税額^{※2}

(※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

予定納税の減額申請

廃業や休業あるいは業況不振などにより、その年の所得金額や税額を見積もったときに、予定納税基準額よりもその年の所得税が少なくなる場合は、申請をすることで、通知を受けた金額から減額してもらうことができます。これを「**予定納税の減額申請**」といいます。

第1期分から減額してもらうには、**6月30日の現況で見積もり、7月15日までに申請**をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

インボイス発行のための 事前登録申請

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

インボイス制度

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上に係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。これを“適格請求書等保存方式”（インボイス制度）といいます。

適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

(1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、**課税事業者に限られます**。

(2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

(3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付を

しなければなりません。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

留意点

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、**2021年10月1日から2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出**しなければなりません。

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者とはなりません。ご注意ください。

インボイス制度開始まで約2年ありますが、登録申請は今年10月からスタートします。まずは概要を確認しましょう。